

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和2年11月24日)に基づく情報提供

令和2年11月24日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」の事務連絡がありました。これに対し、弊検査センターの開示内容は下記の通りとなります。

NO.	ホームページ等で利用者へ情報開示する事項	開示内容
(1)	利用者に検査を提供する機関の基本情報、問い合わせ先	ホームページ記載内容のとおりです。
(2)	自費による検査である旨と検査費用	ご利用様が弊検査センターに直接検査を申し込まれる場合、自費検査となります。費用については記載のとおりです。
(3)	検査費用に含まれるサービスの内容	検査及び報告となります。採取については自身での採取となります。また、検体の搬送については原則、持参をお願いしております。
(4)	検査(分析)を実施する機関の種類(①医療機関、②衛生検査所、③その他)	②衛生検査所となります。
(5)	医師による診断の有無	無し。
(6)	医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無	有。提携している医療機関をご紹介しますので、受診する場合は、事前に電話連絡してください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があります。
(7)	海外渡航用の陰性証明書の交付の可否	否。検査結果報告書となります。
(8)	検査(分析)方法(PCR法、LAMP法、抗原定量等)	PCR法となります。
(9)	検体採取方法(唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等)	受検者ご自身で採取頂く方法は唾液となります。検査については鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液についても対応しております。
(10)	検査時間(検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間)	原則、お申し込み翌日にFAXまたはメールで速報いたします。検査状況等により遅れる場合には事前に通知いたします。
(11)	検査人数(実施数)	200名/日まで検査可能です。
(12)	その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること	
	・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合	準拠しております。国立感染症研究所「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に公示された方法と同等であると評価された市販試薬キット(リアルタイム RT-PCR 法)での検査となります。
	・精度の確保に係る責任者を配置している場合	配置しております。
	・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合	標準作業書・日誌等を作成しております。
	・分析(分析)機関が内部精度管理を行っている場合	内部精度管理を実施しております。
	・分析(分析)機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合	外部精度管理を実施しております。
	・検査方法(検体採取・保管・輸送・分析の方法)に関する書面の交付がある場合	必要に応じ、検査方法等の書面の交付をしております。